

平成30年

9月農業委員会総会議事録

■日 時	2018年（平成30年）9月14日（金） 14：30 ～ 14：45	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>（敬称略） 1 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆</p> <p>（議席順） 6 小林 修 7 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>1 西辻 達佳 7 横田 武 14 友田 博文</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年9月の委員会総会を開催致します。まず、開会にあたりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>（時節の挨拶）</p> <p>まず初めに、事務局から出席者数を報告してください。</p>
会 長	事務局の西川でございます。
事務局	<p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、7番、横田委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、初めに、本日の議事録署名人は、5番、高橋委員、8番、久保委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>
事務局	<p>事務局のほうから訂正の報告がございますので、議案書の8ページでございます。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に係る適格者証明願承認についての番号2、和気町3丁目の分でございますが、この件につきましては、9月12日に申請人により取り下げ</p>

の申し出がございましたので、ここで削除をお願いできますでしょうか。

事務局からの連絡は以上でございます。

それでは、1ページをお開きください。

9月委員会会議日程、議案第1号から3号、報告1号から3号にしたがって御審議を賜ります。

2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、国分町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、国分町で、地目は、畑1筆、面積は、472平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は遊休化している農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約3キロメートル、車で約10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、今回、取得しようとする土地は、現在は使用されていない状態のため、権利取得後は、みかんづくりができるような農地にしていきたく考えていますが、周辺の農地または、採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用方法についても地域の防除基準に従いますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を事務局と一緒に確認したところ、申請地は、遊休化している農地であり、両者ともに意思確認をいたしました。譲受人はみかん栽培をする予定をしております。申請とお間違いありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

事務局

議案第2号、番号1、室堂町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、室堂町で、地目は田、面積は1,783平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、500メートル内に2以上の公共施設等があるので、3種農地と判断いたします。

転用目的は貸店舗で、被設定人は、自己所有地及び設定人の土地を賃貸し駐車場付貸店舗に転用するものであります。

続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は今現在畑であり営農している。申請地を転用することにより農地周辺及び水路などへの影響はないと認められる。

被設定人及び設定人に確認したところ転用目的は申請内容とおりに間違いがなく、許可後速やかに転用し地目を変更するとのこと。調査の結果許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

委員

この5条の転用許可の記載の方法ですけど、1人は被設定人が転用しましたね。片方は、設定人さんが被設定人に売り渡して転用。4条、5条、被設定人の場合、4条で自分のやつを自分で転用する4条。片方設定人については5条の転用。区分せんといかんのちゃうの。

事務局

賃貸借ということで、設定人さんの土地714平米を借りて、プラス自己所有地の農地を転用して、自己所有地につきましては、これは4条。設定人さんの土地については本来5条なんですけども、一定の事業として、取り扱ってるということで、大阪府のほうに確認させていただいて、まとめて5条という形の手続を踏んでくれということで確認はとっております。

以上です。

委員

そうですか。大阪府さんのは、一応承認得てるんですか。

事務局

はい。大阪府には確認とっております。

委員

わかりました。

会長

よろしゅうございますか。

それではほかにございませんか。

(異議なしの声)

事務局	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号、番号1については許可やむを得ないものと意見を附して知事に送付いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願2件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第3号、番号1、国分町の物件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書7ページ、8ページ、1番について、説明させていただきます。</p> <p>物件は、国分町で、地目は田16筆、面積は合わせて、9, 118. 57平方メートルでございます。</p> <p>被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>また、地区担当小林委員さんと現地調査を行いましたところ、水稻栽培、野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして異議、意見はございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号、番号1については、このとおり証明することといたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号第70条の6第1項の規定の適応を受けた）特例農地の利用状況1件について別表のとおり確認するものとする。</p> <p>10ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理したので報告する。</p> <p>12ページを御参照ください。</p> <p>続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件、賃貸借権設定3件を専決により受理したので報告する。</p> <p>14ページを御参照ください。</p> <p>以上で、予定された案件は全て終了いたしました。</p>

閉会時間14時45分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員